

番号	質問	回答
①	契約書に以下の文言を追加させていただきますか。 乙（供給者）は、この契約の締結後、乙の定める電気契約要綱・標準料金表に変更がある場合、乙は甲（入札実施機関）へ通知のうえ、変更後の電気契約要綱・標準料金表に基づき、契約金額を変更することができる。	契約金額の変更については、契約書（案）第2条第2項のとおりです。ご質問の文言を追加することはできません。
②	弊社が落札した場合、弊社が定める電気契約要綱及び標準料金表に基づき、燃料費等調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を算出します。ご了承いただけますか。	入札説明書12契約書の作成に関する事項（1）のとおりです。
③	仮に、入札の日以降、落札者との契約締結が決定するまでの間に、落札者が指名停止となった場合は、当該入札の扱いはどうなりますか（成立しますか）。 成立しない場合、契約ができなくなったことに関し、当該落札者に対する罰則（違約金の支払い等）はありますか。	入札（開札）後落札者を決定するまでの間については、入札説明書7入札の失格に関する事項（5）のとおりです。落札者の決定後、契約を締結するまでの間については、岡山市指名停止基準別表第7項第1号ア若しくは第2号ア、第8項第1号又は第9項のいずれかに該当することを理由として指名停止となった場合は、原則として契約を締結しません。岡山市指名停止基準については次のページでご確認ください。 <a href="https://www.city.okayama.jp/jigyosha/cmsfiles/contents/000012/12366/shimeiteishi0604.pdf">https://www.city.okayama.jp/jigyosha/cmsfiles/contents/000012/12366/shimeiteishi0604.pdf</a>
④	・供給期間中において燃料費等調整を行わない（燃料費等調整額を請求しない）メニューでの応札は可能でしょうか。 ・（上記が可能な場合）現在の入札仕様書では、燃料費等調整額を考慮しない料金で落札者を決定すると規定されております。 一方で、燃料費等調整額制度は各社・各メニューで異なり、ご請求時には事業者ごとに異なる価格の燃料費等調整額が加算または減算される（燃料費等調整自体がない場合もある）ことから、実際のご負担となる燃料費等調整額込みの料金では、必ずしも落札者が最安とまらないケースが考えられます。 そのため、落札者の決定にあたり、各社の至近の燃料費等調整額の実績を参照する等、燃料費等調整額制度の違いを考慮していただけますでしょうか。	燃料費等調整については、入札説明書12契約書の作成に関する事項（1）及び契約書（案）第10条のとおりとさせていただきます。
⑤	現在の電力供給者を教えてください。	中国電力株式会社です。
⑥	入札保証金については入札説明書4（2）アに記載がございますが、過去3年間に岡山市様と締結した実績がない場合は、必ず保証金が必要になるのでしょうか。また当社が必要になるのかどうか事前にご連絡いただくことは可能でしょうか。	入札説明書4入札保証金に関する事項（2）のとおりです。過去3年間に本市と締結した実績がない場合でも、必ず入札保証金が必要というわけではありません。必要となるかどうか、個別に回答することはできません。
⑦	入札書、入札付属書に記載する日付は提出日でよろしいでしょうか。	提出日で問題ありません。